

大田市公告 第93号

令和7年6月27日付けで公告した「令和7年度 道路橋定期点検業務委託(その2)」について、下記のとおり修正します。

令和7年7月2日

大田市長 楯野弘和

記

修正箇所	2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）	
修正後	配置技術者	<ol style="list-style-type: none">管理技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置すること。<ol style="list-style-type: none">技術士または認定技術管理者（建設部門、または農林部門）RCCM（建設部門、または農林部門）国土交通省登録技術者資格の資格保有者建設部門等の技術士（または認定技術管理者）及びRCCMと同等の能力と経験を有する技術者照査技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置できること。<ol style="list-style-type: none">技術士または認定技術管理者（建設部門、または農林部門）RCCM（建設部門、または農林部門）国土交通省登録技術者資格の資格保有者建設部門等の技術士（または認定技術管理者）及びRCCMと同等の能力と経験を有する技術者配置技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件の競争参加資格申請日以前に3ヶ月以上）にあること。配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加確認申請書を提出する時に、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者（2名まで）を提出することができる。

		<p>5. 落札後、事業の実施にあたって、競争参加確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。なお、落札後において、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>
修正前	配置技術者	<p>1. 管理技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置すること。</p> <p>①技術士または認定技術管理者(建設部門、または農林部門)</p> <p>②RCCM(建設部門、または農林部門)</p> <p>③国土交通省登録技術者資格の資格保有者</p> <p>④建設部門等の技術士(または認定技術管理者)及びRCCMと同等の能力と経験を有する技術者</p> <p>2. 照査技術者として、次の①から④のいずれかの要件を満たす資格保有者を配置できること。</p> <p>①技術士または認定技術管理者(建設部門、または農林部門)</p> <p>②RCCM(建設部門、または農林部門)</p> <p>③国土交通省登録技術者資格の資格保有者</p> <p>④建設部門等の技術士(または認定技術管理者)及びRCCMと同等の能力と経験を有する技術者</p> <p>3. 測量業務の主任技術者として、測量法(昭和24年法律第188号)に定められた測量士の資格を有する者を配置すること。</p> <p>4. 配置技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(本件の競争参加資格申請日以前に3ヶ月以上)にあること。</p> <p>5. 配置技術者は、契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加確認申請書を提出する時に、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補者(2名まで)を提出することができる。</p> <p>6. 落札後、事業の実施にあたって、競争参加確認申請時に提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。なお、落札後において、配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p>

